

第三十八回国会
衆議院
文教委員會議
録
第二十五号

昭和三十六年五月十七日(水曜日)

午後四時十九分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

き、その補欠として伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松山千恵子君辞任につき、その補欠として赤城宗徳君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

スポーツ振興法案起草の件

○濱野委員長 これより会議を開きます。スポーツ振興法案の起草の件について議事を進めます。

この際申し上げなければ、お手元に配付の起草案文は、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三党共同提案にかかものであること、八木徹雄君、これより、その起草案文の趣旨について説明を聴取いたします。

八木(徹)委員 ただいま議題となりましたスポーツ振興法案の起草案につきましまして、その趣旨及び内容の概要を説明申し上げます。

敗戦日本にあつて、スポーツの普及が日本再建の気力と体力の高揚に大いに役立ってきたことは、何人も認めざるを得ないところであります。

さきに昭和二十四年五月、国際オリムピック委員会が各国際競技団体に對して、わが国スポーツ界のオリムピック大会その他の国際競技への復帰を勧告し、わが国スポーツ振興の端緒を開

いた機会に、衆参両院は、スポーツの民主的発展と育成のための政府の施策を一段と強化することの必要性に關して、全会一致の決議がなされたのであります。その後関係者の御努力により、スポーツは、国民生活の復興とともに、国内的にも国際的にもかなりの水準にまで到達しているといふことは、まことに喜ぶべきことと申さねばなりません。

ことに昭和三十三年には、国民多年の宿望であつたオリムピック大会の日本開催が実現することとなり、目下関係者間においてその準備対策が鋭意進められてゐる次第であります。

この未嘗有の国際行事が円滑に実施され、りっぱな成果を上げ得るよう、国民各階層の協力が必要であることはもちろんのことであり、この大会開催を契機として、スポーツを国民一般、特にわが国青少年の間に広く普及させ、その健康と体力の飛躍的向上に資することと

に、わが国のスポーツ技術を國際的により高い水準に向上させ、国民スポーツの振興に寄与することとあります。

ところで、この機会にスポーツ振興に關する施策の基本を明らかにし、スポーツの抜本的振興をはかり、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的として、スポーツ振興の基本法を制定する必要があるものと判断いたしましたので、おおむね次に述べような

方針を骨子としてこの法律案を立案いたしましたのであります。

すなわち、方針の第一は、この法案は、スポーツ振興の基本法であるべきことにあつて、スポーツ振興に關する国及び地方公共団体の施策の基本を明らかにしようとするものであります。

すなわち、まずスポーツ振興の主要官庁である文部省及び地方教育委員会がスポーツ振興計画を定めるものといたしてあります。

方針の第二は、国及び地方公共団体がスポーツ振興のための施策を進める場合、スポーツをすることを國民に強制することなく、常に國民の自主性を尊重すること、國民がそれぞれの適性と健康状態に応じてスポーツが実践できるような諸条件を整備をはかること、またスポーツがその目的以外の目的に利用されることを防止し、特に營利のためのスポーツの振興を企図するものであつてはならないということを明記してあります。

次に、内容の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、国及び地方公共団体に對してとらるべきスポーツ振興のための具体的な措置についての規定であります。その一は、十月の第一土曜日を「スポーツの日」と定め、この日に行事が活発に行なわれよう必要な措置を講ずること。その二は、本来の國民体育大会を法定し、特に國の援助に關し規定したこと。その三は、地方公共

団体は運動會、競技會、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施し、また奨励し、國はそれを援助するものとしたこと。その四は、青少年スポーツ、職場スポーツ、屋外活動等の奨励に關し規定したこと。その五は、指導者の充實、施設の整備、学校の施設の利用に關し規定したこと。その六は、スポーツ水準の向上をはかり、スポーツ功勞者の顕彰を行ない、またスポーツ事故の防止、スポーツの科學的研究の促進等に關し規定したこと。

以上の通りであります。

次は、スポーツ振興審議会及び体育指導委員に關する規定を設けたこととあります。すなわちスポーツ振興審議会は、スポーツの振興に關する諮問機關で、都道府県は義務設置とし、市町村は任意設置とし、それぞれの教育委員が知事または市町村長の意見を聞いて任命することとしたものであります。

また体育指導委員は、市町村の教育委員会に置かれ、住民に對するスポーツの実技指導その他スポーツに關する指導、助言を行なう非常勤の補助機關とされてあります。

次は、國の補助に關して規定したことであります。國の補助は、まず地方公共団体に對するものでは、スポーツ施設の整備に關して補助率三分の一、指導者の養成及び青少年スポーツ指定市町村に對して補助率二分の一とそれぞれ補助率を明記したほか、國民体育大会その他に關して一部補助を規定し

た。

委員原田憲君及び内海清君辞任につき

同日

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

委員

ました。次に、学校法人に対しては、スポーツ施設の整備について一部補助を、またスポーツ団体に対してもスポーツ振興事業に要する経費について一部補助を規定しました。

次は地方公共団体の補助についてスポーツ団体に対する補助の規定を置いたこととあります。

最後に国の補助金交付についての事務的事項及びこの法律の施行期日並びに体育指導委員の経過措置等について規定を定めたこととあります。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。何とぞすみやかに御決定あらんことを切望する次第であります。

○濱野委員長 ただいまの八木徹雄君の趣旨説明に対し、質疑があればこれを許します。――竹下登君。

○竹下委員 ただいまの提案者の説明を承りまして、私どもも全面的に賛成でございます。ただ、このスポーツ振興法は、条文の最初の方はいわば訓辞規定、奨励規定等が書かれており、だんだん具体的に予算措置を伴う規定もなされておるところでありますけれども、いずれにいたしましても、スポーツ振興に対しては、国の大きな予算措置を必要とすると思うのであります。それがゆえに、この法律施行後における政府当局の心がまえについて、お答えをいただきたいと思っております。

○荒木国務大臣 スポーツ振興が国民精神の健全な作興に基本的な効果をもたらすことは、私の申し上げるまでもないところであり、先ほど提案理由についてもお触れになった意味合いにお

いて、十分に理解できるのであります。そういう意味で、従来といえども政府としましては努めてこの振興のために努力してはきておりますが、ただいま御提案のこの法案の趣旨を体しまして、一そうの努力をする必要があると感ずる次第であります。

○竹下委員 さらにこのスポーツ振興法は、大きくスポーツというものの定義等について明らかにせられておるわけでありまして、従来なかなか社会体育等の関係を規定いたしませんところの社会教育法等の関連について承りた

○荒木国務大臣 具体的に政府委員からお答え申し上げます。

○杉江政府委員 お答え申し上げます。このスポーツ振興法は、スポーツの活動に関する規定は社会教育法の中に含まれており、社会教育としても行なわれておるものであります。今回のこの規定はその中に含まれておりますスポーツを特に振興させる必要があるというところで、これに必要な諸規定を設けられ、また助成の措置をも規定されたものと考えております。従って社会教育法に含まれておりますスポーツ活動を取り出して、別にこちらで規定するという趣旨のものでなくして、その趣旨をより一そう生かし、これをより一そう振興するための特別法と考えております。

○竹下委員 二十二条に「地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に對し、当該事業に關し必要な経費についてその一部を補助することができ

る。」と地方公共団体の補助の規定がございますが、かつて私も当委員会に

おいて議論をし、いろいろな経過を経まして社会教育法が改正され、たしか社会教育法十三条の問題がいろいろな角度から議論されたのでありますけれども、この条項につきましても、当時議論されたことをそのままではめて理解してよろしいかどうかということ

○杉江政府委員 私どもはただいま御質問の御趣旨の通りだと理解しております。

○竹下委員 最後に一つだけ。これは国民体育大会でございますが、この国民体育大会について、国は国民体育大会の運営の「体育協会及び開催地の都道府県」に対し、必要な援助を行なうものとす

○杉江政府委員 この国民体育大会は、日本体育協会と国と開催地の都道府県で共同して開催する、そういう観点からいいますと、その経費もそれぞ

○杉江政府委員 国民体育大会は、現在文部省といたしまして、国といたしまして、この開催地の都道府県の国民体育大会運営に關する経費を補助いたしてお

行つて指導するとか、そういった諸般の経費をみずから負担しておるのであります。だから従来ともみずから負担する部分と、それから補助金として開催地の都道府県に補助するものと、二つあるわけでございます。そのことは国民体育大会を三者が共同して負担するということと矛盾するものでない

○竹下委員 いま一つ、この国民体育大会につきましても、これはかねていろいろな問題点のあるところでございますけれども、いわば各種の選手権大会、こうしたものはトップ・ランナーの養成、国際水準に近づけるためのいろいろな角度から訓練され、そうした選手の競技であるがために非常に人もよ

○杉江政府委員 国民体育大会は、現在文部省といたしまして、国といたしまして、この開催地の都道府県の国民体育大会運営に關する経費を補助いたしてお

○杉江政府委員 国民体育大会は、現在文部省といたしまして、国といたしまして、この開催地の都道府県の国民体育大会運営に關する経費を補助いたしてお

○杉江政府委員 国民体育大会は、現在文部省といたしまして、国といたしまして、この開催地の都道府県の国民体育大会運営に關する経費を補助いたしてお

○杉江政府委員 国民体育大会は、現在文部省といたしまして、国といたしまして、この開催地の都道府県の国民体育大会運営に關する経費を補助いたしてお

れておるわけでございます。今後ともこの国民体育大会の運営におきましては、そういった、この大会そのものに参加するということだけに着目せず、それまでに至るまでの各種の行事を積極的に奨励し、これを進めていかなければならないものと、文部省としては考えております。

○竹下委員 最後に、提案者また大臣にお伺いしたいと思います。

○八木(徹)委員 本法施行に要する昭和三十六年度の経費としては、二億八千万円程度を予定いたしております。しかしその後、昭和三十七年度以降については、平年度大体十億円くらいを期待したいと、こういうふうに考えておるのであります。

○荒木国務大臣 ただいま提案者から御指摘の通り、三十六年度はわずか三億円足らずでございます。私どもとしましては遺憾に思っております。でございますが、このスポーツ振興法全体を通じて、先ほど御提案の理由にも述べられましたような、国民体育大会を初めとする国民的大祭典は、もちろん国民一般のスポーツを通じての心身の鍛錬、さらにひいては国民生活それ自体の明朗な建設を意図するといふ意欲に對していうならば、まことに今までの施策は遺憾の点が多かつたと思ひます。三十七年度以降平年度約十億円見当でどうであろうという御提案者の御意向でありますが、少なくともその程

度の予算を獲得することにあらゆる努力をいたしまして、本法の御趣旨に沿いたいと思ひます。

○竹下委員 終ります。

○濱野委員長 村山君。

○村山委員 私、社会党から一つ質問をしておきたいと思ひます。

この法律案によりますと、それぞれ各省にまたがるものがあるわけですが、たとえば第九條に職場スポーツの奨励といふのがございます。これは労働省で現在各職場の全国大会、各都道府県大会、こゝろにやうなものがございまして、それに対して従来地方公共団体で補助金等も交付してある状況にございまして、なおそのほか第十條の野外活動のところに参りますと、キャンプ活動、こゝろにやうなものは、厚生省の所管であるわけにございまして、それを今回文部省がこゝに所管をするようになるスポーツ振興法案が成立をいたしますと、それらにやうな行事の調整といふ問題が出てくるだらうと思ひます。こゝろにやうな問題は、従ひましてこゝろにやうな行事の調整なりあるいは各省の予算の配分等の関係、こゝろにやうなことが問題になってくるかと思ひますが、それらの問題はこゝの保健体育審議会といふところでやるのか、こゝろにやうな点についてどういふふうにお考えになつておるかといふことを、まず第一点として承りたいわけにございまして、

すが、文部省側といたしましては、私を知つておる範圍においては、今の保健体育審議会にそれぞれ必要な各省の方々を入れていただいて、そして御指摘のやうな心配のないやうにするやうに取り運ぶことになつております。

○村山委員 ただいまの御答弁で了解いたしました。第二十三條には保健体育審議会の諮問等について規定がしてあるわけにございまして、その場合には補助金についてはこゝの保健体育審議会の議を経なければならぬ、こゝろにやうな点についておきまして、ただいまの行事の調整は、これは参加するのだといふこととございまして、その中でこゝろにやうなものが十分に調整が行なわれるやうに、実際の運営に当たります文部省の方で今後の運営については十分検討をお願いしたいといふことを要望を申し上げておきたいと思ひます。

第二点、最近の新聞を見ますと、水泳だけについては全国の中学校の試合を認めていく、こゝろにやうなことが新聞に出ておるわけにございまして、それについてこゝろにやうなスポーツ振興法が出て参りますと、これからのスポーツについてこゝろにやうな点がある点にございまして、こゝろにやうな点がございまして、今度その反面、教育的ないわゆる条件の中において、今まで對抗試合をさせなかつたもののワケがはさるやうな格好になつてきて、学校教育上非常にまずいやうな点が出てくるのではないかとこゝろにやうな点も考えなくてはならないと思ひますが、今回、水泳について全国的な試合をやるやうにすることを認められ

た理由並びに他のものについてはこゝろにやうな点だといふことが新聞に書いてございまして、これについては文部大臣あるいは体育局長の方から御説明をお願いしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 先日新聞に出ておりましたことでも私も承知したわけにございまして、事柄自体は検討すべき課題として、むろん承知したしておりました。が、あれは一応検討されましたものが、検討の段階において新聞に出たものでございまして、しかし大よその線は文部省としても格別異論があるわけにございまして、御指摘の通りスポーツの振興は、それ自体として重大な課題ではあります。ことに国際オリンピック大会を控へましての選手養成といふことに主眼点が置かれて、当面の課題としてやましくいわれておることには御案内の通りで、こゝろにやうな点からあつた問題が新聞にも出たわけにございまして、このことにつきましては、むろん今御指摘がございしましたやうに、何といつても生徒、児童、なかんずく義務教育の課程にある生徒、児童を對象として考えますならば、教育本来の目的を達成することが第一義でありまして、スポーツのために本来の義務教育そのものをスポイルすることありとせば、本末転倒のそしりは免れない。ですから、その点を十分考へて、今までの制限を緩和するにいたしまして、重要視されて調整をとらねばならぬことだといふ態度で臨んでおるわけにございまして、水泳について特に緩和するといふ気持は私ももちろん持つておりますが、それは単に四年後を控へました国際オリンピック大会に勝た

いといふことだけになしに、水泳といふものがわざと争う立場に特に重点を置いて考えれば、何としても中学の過程にある年齢から高等学校に至る年齢くらいが一番適した年齢層であると承知いたしました。こゝろにやうなスポーツの特質そのものが、義務教育過程の生徒にも本来関連を持つておるといふ、他の競技に見られない特徴を無視すること、こゝろにやうな適当ではあるまいといふ考へ方もあるわけにございまして、こゝろにやうな関連からさらにまた水泳そのものが、原則として夏のスポーツでございまして、夏休みを利用することが可能であるといふ意味において他の競技と非常な違ひがある。それらの事柄を考へ合

わけて、義務教育過程の児童、生徒に関する限りは教育に支障のないこと、及び特殊な特徴が尊重されねばならぬ競技についてのみ、何らかの緩和の余地ありやいなやといふことを検討しよう、こゝろにやうなことで今日まで参つております。新聞に出ましたことが関係の方々の協議の一応の結論として現れたことは私も承知しますが、最終的にはこゝろにやうな検討を加へまして、本末転倒しないやうに善処をいたしたい、かやうに思つております。

○村山委員 大臣の適切な答弁で了承いたしましたわけにございまして、ただ考へなければならぬのは、現在でもこれは行なわれておる方法だと思ひますが、公認のプール等で適当な指導者、監督者のもとにそれぞれその地域の学校において時間を測定するやうな方法で、持ち寄つて、全国的に能力をテストし合ふ、こゝろにやうな方法もとられておるやうです。だから東京なら東京に全部集めてこゝろにやうな莫大な経費をかけてやるこゝろにやうな方法をとつて参りますと、その学校自体の他のいわゆるスポーツに対する影響、これは一定の費用にはこゝろに境界があらりますので、水泳だけは振興されたいけれども他の方面の運動が財源の関係で十分に行なれないといふやうな結果が出てくる。だからこゝろにやうな考へをしていく他の方法も考へていかなければならぬのではないかとこゝろにやうなことで、これから慎重に文部省の方におきまして検討をされるやうにお言葉でございまして、こゝろにやうな方法等も繰りまげながら、やはり水泳の問題も他のスポーツの部門も考へていただきたといふことを要望を申し上げておきたいと思ひます。

それから最後に一つお尋ねをいたしますが、これは第七條にやうな運動能力テスト、こゝろにやうなものが行なわれると書いてあるわけにございまして、これは第一條の目的の中で、第二項に、法の運用にあつては国民に強制したは云々といふ、こゝろにやうな特別な訓示規定も書いてございまして、その運営は第一條の目的から運営をされたいかなければならぬ点を考へますと、こゝろにやうな行き過ぎになるやうな点はないと思ひますが、いわゆる戦時中に上級、中級、下級、こゝろにやうな一つの位をつけて、一つの標準といふやうなものを設けて、それによつてそれぞれ上級に合格したもの、こゝろにやうな点があるとかいふやうな方向がとられたわけにございまして、こゝろにやうな考へていない。こゝろにやうな解釈をして差しつかえないと言へるかどうか、その点について体育局長の方からお答へ願ひたい。

○杉江政府委員 運動能力テストにつきましては、これは各国でも相当広く行なわれております。しかしその方法にはいろいろな方法があるわけでございまして、本法で規定されておりますこの運動能力テストにつきましては、もちろんただいまお話のようにこれを画一的に強制的に行なり、こういう趣旨のものでなくして、私どもの理解では、やはり現在でも一部において希望者に対してこのテストが行なわれておりますが、基本的な趣旨においてはそういうことを希望する者に対して行なうという趣旨において、そのあり方を考えることが適当ではないかと考えております。ただこのテストを行ないます以上、ある程度標準というふうなものがある程度標準といふようなものが考えられなければならぬと思ひますが、いずれにいたしましても、この運動能力テストの方法につきましては、この基本趣旨に基づきまして具体的な方法は保健体育審議会等にお諮りいたしまして、専門家のお知恵をお借りして納得のいくつばなものを作り、その普及に努めたいと考えております。

○村山委員 りつばなものであればいいことはいいのですが、問題はそれの運営の問題です。その普及の問題が、そういうような画一的な方向をとらないうようにということをお私見として要望を申し上げておきたいと思ひます。

最後に要望申し上げておきたいと思ひますが、議員提出法案はやもすれば予算の査定等の場合に非常に大蔵省に割られて、なかなか予算がつきにくい。こういうのが従来の議員立法の実績ではないか。そういうような点か

ら、先ほど大臣がまことに三十六年度は少ないけれども、三十七年度以降ににおいては、十分に考へて努力をしておきたいということを言われておりますが、ぜひそのような方向に最善の努力をされまうように強く要望をいたしします。私の質問を終わりたいと思ひます。

○濱野委員長 小林君。

○小林(信)委員 三つほどお聞きしたいのですが、まず最初は、こういう法律を作りましたが、要はその運営が満足のいかなければ、何ら従来と変わるころがない。一部の優秀な選手を養成することに終わってしまふわけなんです。これに国民全体を、特に若い人たちがこぞって運動を愛好するというふうな方向に持っていくかということが問題だと思ひます。私はたまたまソ連へ参りましたときに、ソ連の最もはなやかな体育祭というのに出会ったのですが、各民族とか各市民とかいうような地方の団体が、まずそれぞれ体育祭を行なつてきて、そしてソ連全体の体育祭をやつたのに出会つたのです。それは単に早さを競うとか、優秀な技術を競うとかというだけでなく、ほんとうに体育を愛好するというふうな、しかも集団でやるといふ姿をまざまざと見たのです。ソ連というのは特殊なものであつてというふうなことにすればそれまでですが、しかし大臣もつい先日の高専専門学校の問題でも、どここの国であつてもいいところはとるというところをはつきり言明しておるわけなので、そういう意味から私にはあえて申すのですが、そういうような形を、何もこの法案が通る、通らなにかかわらず文部省としてもお考え

になつておると思ひます。すけれども、何かそういうような構想なり目標なりというものをもちになつておつたらお伺いしたいと思ひます。

○杉江政府委員 現在、勤労青年の全国大会がございまして、これは全国のほとんどの勤労者の集まりでありまして、この行事は体育だけに限られておりませんが、その行事の大部分は体育でございまして、これは毎年行なわれておりますが、非常に中身の充実した、意味のある大会だろつと考へておられます。私どもはこのような大会を伸ばすことが、ただいまの御質問の趣旨に相当するのではなからうか、こういうことを考へております。それからただいまの御趣旨を生かす方法としては、国民体育大会をもつと、先ほど竹下委員からお述べになりましたように、その前段階のいろいろな行事も含めまして、全体としてこれを振興していく、こういうふうなこともただいまの御趣旨に合うのではなからうか。私もどもといたしましては、現在あります国民体育大会と全国の勤労青年の大会、この二つをさしあつてより一そう充実し、発展さしていきたくと思ひておりますが、そのほかの計画はただいまのところ持ち合わせておりません。しかしながら、今後なお一そうよい方法がないか、十分研究して参りたいと思ひます。

○小林(信)委員 もちろん各国のそういうふうなものもいろいろ参考にされるし、あるいは文部省自体としてもいろいろ構想を持っておいでになつて思ひます。一部の人たちの技を争うというのとにまたなつてしまつたら意味がない

と思ひます。要は、体育を愛する国民の目というふうなものも設定されるわけですが、こういうふうなものもただ形だけでもつて終わつたら意味がないと思ひます。提案するわれわれとしては、単なる一日を体育愛好の日にするのではなくて、一年中がこういうものに国民の気持が動いておるようになりたいという考へておるわけなんです。そこで、松村文部大臣のころでしたのが、富士山のふもとへ参りまして青年がキャンプの施設をして、そしてただ登山するだけでなく、各地方の青年の交流をはかつたのです。たとえばそのキャンプをするときに、ただそこで一日を暮らすというふうなことではなくて、一つの青年の村を作つて、そして青年の中から村長を作つて、村会議を作つて、一つの村の構成の中で団体生活をして、また体育の面にも貢献もするといふような構想をもつておやりになつたようですが、それが続いておりますかどうか知りませんが、何か龍頭蛇尾に終わつておるような気がするのです。文部省がそういうふうなことを計画しまして、文部省の施策がどうのこうのといふことでなく、やはり国民全体の体育に対する理解というふうなもの、ことに勤労青年というふうな人たちに相当な余裕を与えなければ、私は非常に実現困難だと思ひます。

ただ金のある人たちがやるとかいふふうなことであつては意味がないと思ひます。してみると、この法律を實施するための、単にいろいろな施設を設けるという指導をするといふことでなく、生活の問題にまで及ばなければならぬと思ひます。ことに最近、多少生活にゆとりがありまして、

一般の人たちの行楽といふふうなものは多くなつていますが、そういうふうなものをいかに体育の方面に向けていくかといふようなことが大事であるという消費面といふおかしですが、そういうものがスポーツの方に引き入れられるような計画が私は必要だと思ひます。そういうふうな生かしていただくようお願いするものです。

そこで二番目の問題として、今お話がありましたプールの問題なのですが、これは先日私は何かの機会に大臣にちよつとお話申し上げたのですが、かつて松村文部大臣のときに私はこのことをよくお話ししましたら、文部省として学校施設の補助の中に対象としてプールを入れるというふうなことを一応納得をしていただいたのですが、その後文部省から何らか案が出てこないのです。スポーツ振興法というこの法律が通つたから学校のプール建設に補助金を出すといふふうなことではなく、できるならばこれと並行して学校施設の補助の対象の中にプール建設を入れるというふうな御意向があるかどうか。できたら大臣にお伺いしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 義務教育諸学校の学校施設としてないしは設備として、法律上の補助対象ないしは政府が国費をもつて負担する対象として当然には制度づけられていないと思ひますが、現実にはプールの設置に對しまして、わずかではございますが、三十六年度予算におきましても一応盛り込んでおります。ですからこれは、スポーツ振興以前の課題ではございますが、この法律が制定されますれば、さらにその趣旨

が徹底されねばならない筋合いでもございませうから、そういう面でも、さつき申し上げたような意味合いにおいて普及度を早める努力をいたしたいと思ひます。なお具体的には、要すれば体育局長からお答え申し上げます。

○杉江政府委員 本年度予算におきましてプールとして五千万円が計上されております。これは学校のプールといふゆる一般公共施設としてのプールの両方を含んでおります。今年度予算から新しく学校のプールを助成の対象にするということが成立してゐるわけでございます。ただその金額は総額で五千万円でありましてあまりにも少ないのであります。今回の法律によりましてプールには特に重点を置いていただいておりますので、この法律成立後の来年度は、ぜひ多額の予算を計上していただけるものと私も期待し、努力したいと考えております。

○小林(信)委員 これは内容を調べなくて申し上げて失礼でしたが、最近工場建設というものが地方に多くなりまして、今まで山間のきれいな水でもって泳いでおった子供たちも、今は汚水の中で泳ぐような状態になってしまつております。もう一般河川というものも、いなかにおいても下水道になつてしまつた感がある。従つて学校の先生たちは水泳を禁止して一生懸命に歩いておるような状態なんです。水泳を奨励するどころか大へんなことになつておるわけなんです。ことに農業の問題は先生たちも常に神経をとがらせておるようなわけでありまして、従つて産業伸展の裏にはそういうふうなものに対する措置が必要なので、とても五千万円ばかりではどうしようもないと思うの

です。それも単にコンクリートでもってワクを作ればよいということではなくて、輸水施設が地方では相当困難なんです。そうしてみると相当に経費を盛られなければ趣旨に沿わない形だけに終わつてしまふことになるのです。

さらにプールの下にこういうことが書いてあるのです。これは提案者にお聞きしたいと思うのですが、その他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する費用とあります。しかし建てることは簡単ですが、土地を得ることが非常に問題だと思ふのです。依然として学校の運動場を使うというように問題をやつたらだめなんです。その土地の問題をはたして提案者は考えておるかどうか。

○八木(徹)委員 ちょっと聞きそこなつたのですが、学校法人に対するところですか、どの部分ですか。

○小林(信)委員 その他政令で定めるスポーツ施設の整備に要する費用というふうな形で出ておるから、その他というものの中に土地が考慮されておるかどうかが、あるいは全般にどこかに土地というものがあつたのですか。

○八木(徹)委員 詳しくは局長から答へさせていただきます。さつき申しましたように、現実には総額が五千万円で、その五千万円を義務教育諸学校と一般に分けておるといふことでありまして、一件当たりの費用が限られておるのであります。そういう意味で整地費と実際の建造費の一部を補助するといふ格好になっておるんですが、それ全額ではございませんので、そういう意味で御指摘のようないわゆる土地購入費といふところまでは、現在のところいっていないのではないかと思ひま

す。しかしこういうふうにしたのは、将来をこまめに予算全体のワクを広げて、それだけ配慮できるように持つていきたいというわれわれの悲願が盛られておるといふふうに御理解願ひたいと思ひます。

○杉江政府委員 法的にはここにはいろいろなものを含め得るわけでありまして、しかし一般に学校を設置する場合においても、土地購入費そのものは国で助成の対象にいたしておりませんので、スポーツ施設の購入費そのものを助成の対象にすることは実際問題として相当むずかしいと考えます。しかし整地費を助成の対象にするということには可能であると考えられますけれども、なおここで申します政令で定めるスポーツ施設の中には、たとえば体育館、プール以外の競技施設、たとえば体操の鉄棒だの肋木というふうな施設、またその他のスポーツ施設を助成の対象に将来はしたい、し得る根拠がここに与えられておると私も考えております。

○小林(信)委員 この法案も気休めに出したというお考えであれば、従来学校にあるものを使つてやらせればいいのだというふうなことになるおそれが多分にあるわけでありまして、しかし私個人としてにかく国民の体育向上あるいは体育愛好といふ一つの画期的な時代を作る大法案だと思つておるわけなんです。従つてこそ、強固的なものであつてこれに対処するといふふうなことでは、私たちは残念でならぬわけなんです。してみれば、土地の問題も、単に整地費でもって終わるのでなくて、この法案がそういう形ということとでなくて、文教政策の面で工業技術

を向上させることもさることながら、やはりその根本となるものは、私はからだだと思ふのです。そういう意味からしても、大いにその予算も計上して、土地なんかの問題も相当国でめんどろを見て、いわゆるここにこそ文部大臣が常に考えられておる機会均等、貧乏な町村においても、貧乏な府県においても、同じような体育ができる、これをやはりやつてやらなければ、金がある東京都では大きな運動競技場を作れるけれども、私の県のような山梨県では、そういうふうなものは持てないということになつては、これは機会均等でないわけですから、大英断で一つやつていただきたいということを希望申し上げて、私の質問を終わります。

○濱野委員長 他に質疑の通告がございせん。

先刻本委員会において、竹下委員よりの質疑によつて、荒木文部大臣から本法案に対する所信の表明がございまして、念のためにもう一度政府の意見を聞く必要がございまして、本法案は、予算を伴う法律案でございまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により内閣の意見を聞く必要がございまして、よつて、政府としての意見を文部大臣からお述べ願ひたいと思ひます。荒木文部大臣。

○荒木文部大臣 委員長からの御要請によりまして、政府としての意見を申し上げます。

スポーツ振興につきましましては、かねて政府におきましても意を払つてきたところでありまして、本法の制定につきては、その趣旨はもろろん賛成でございまして、しかし本法の施行に伴います経費につきましましては、今後研究すべ

き問題がいろいろあると存じます。特に第二十条第三項の規定につきましましては、昭和三十六年度、当年度において予算措置が特別になされておりましたので、その点につきましましては、にかには賛成しがたい向きもございまして、この法案の全般的な趣旨につきましましては賛成でございまして。

○濱野委員長 お諮りいたします。本案を委員会の成案と決するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よつて本案を成案とするに決しました。

次に、本案の提出方法についてお諮りいたします。国会法第五十条の二の規定により本案を委員会より提出するに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よつて本法案は委員会より提出する法律案と決しました。

本日はこの程度で散会いたします。

午後五時十四分散会

〔参照〕

スポーツ振興法案

スポーツ振興法

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 スポーツの振興のための措置(第五条―第十七条)

第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員(第十八条)

条・第十九条

第四章 国の補助等(第二十条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにし、もつて国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与することを目的とする。

2 この法律の運用に当たつては、スポーツをすることを国民に強制し、又はスポーツを前項の目的以外の目的のために利用することがあつてはならない。

(定義)

第二条 この法律において「スポーツ」とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む)であつて、心身の健全な発達を図るためにされるものをいふ。

(施策の方針)

第三条 国及び地方公共団体は、スポーツの振興に関する施策の実施に当たつては、国民の間において行なわれるスポーツに関する自発的な活動に協力しつつ、ひろく国民があらゆる機会とあらゆる場所において自主的にその適性及び健康状態に応じてスポーツをすることができるような諸条件の整備に努めなければならない。

2 この法律に規定するスポーツの振興に関する施策は、営利のためのスポーツを振興するためのものではない。

(計画の策定)

第四条 文部大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を定めるものとする。

2 文部大臣は、前項の基本的計画を定めるについては、あらかじめ、保健体育審議会の意見をきかなければならない。

3 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ)町村の教育委員会は、第一項の基本的計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。

4 都道府県及びスポーツ振興審議会が置かれてゐる市町村の教育委員会は、前項の計画を定めるについては、あらかじめ、スポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。

第二章 スポーツの振興のための措置

(スポーツの日)

第五条 国民の間にひろくスポーツについての理解と関心を深めるとともに積極的にスポーツをする意欲を高揚するため、スポーツの日を設ける。

2 スポーツの日は、十月の第一土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、スポーツの日の趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、この日において、ひろく国民があらゆる地域及び職域でそれぞれその生活の実情に即してスポーツをすることができるような行事が実施されるよう、必要な措置を講じ、及び援助を行なうものとする。

(国民体育大会)

第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。

2 国民体育大会においては、都道府県ごとに選出された選手が参加して総合的に運動競技をするものとする。

3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。

(スポーツ行事の実施及び奨励)

第七条 地方公共団体は、ひろく住民が自主的かつ積極的に参加できるように運動会、競技会、運動能力テスト、スポーツ教室等のスポーツ行事を実施するように努め、かつ、団体その他の者がこれらの行事を実施するよう奨励しなければならない。

2 国は、地方公共団体に対し、前項の行事の実施に關し必要な援助を行なうものとする。

(青少年スポーツの振興)

第八条 国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に關し特別の配慮をしなければならない。

(職場スポーツの奨励)

第九条 国及び地方公共団体は、勤労者が勤労の余暇を利用して積極的にスポーツをすることができるようになるため、職場スポーツの奨励に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(野外活動の普及奨励)

第十条 国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれ

る徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(指導者の充実)

第十一条 国及び地方公共団体は、スポーツの指導者の養成及びその資質の向上のため、講習会、研究会等の開催その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設の整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設(スポーツの設備を含む。以下同じ)が政令で定める基準に達するよう、その整備に努めなければならない。

(学校施設の利用)

第十三条 国及び地方公共団体は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、当該学校の施設(設備を含む)の補修等に關し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(スポーツの水準の向上のための措置)

第十四条 国及び地方公共団体は、わが国のスポーツの水準を国際的に高いものにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(顕彰)

第十五条 国及び地方公共団体は、スポーツの優秀な成績を収めた者及びスポーツの振興に寄与した者の顕彰に努めなければならない。

(スポーツ事故の防止)

第十六条 国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に關する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(科学的研究の促進)

第十七条 国は、医学、生理学、心理学、力学その他の諸科学を総合して、スポーツに關する實際的、基礎的研究を促進するよう努めるものとする。

第三章 スポーツ振興審議会及び体育指導委員

(スポーツ振興審議会)

第十八条 都道府県に、スポーツ振興審議会を置く。

2 市町村に、スポーツ振興審議会を置くことができる。

3 スポーツ振興審議会は、第四条第四項に規定するもののほか、都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会の諮問に應じて、スポーツの振興に關する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に關して都道府県の教育委員会若しくは知事又は市町村の教育委員会に建議する。

4 スポーツ振興審議会の委員は、スポーツに關する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から、教育委員会が任命する。この

場合において、都道府県の教育委員会又は知事の、市町村の教育委員会は、その長の意見をきかなければならない。

5 第一項から前項までに定めるもののほか、スポーツ振興審議会の委員の定数、任期その他スポーツ振興審議会に關し必要な事項については、条例で定める。

(体育指導委員)

第十九条 市町村の教育委員会に、体育指導委員を置く。

2 体育指導委員は、教育委員会規則の定めるところにより、当該市町村におけるスポーツの振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに關する指導、助言を行なうものとする。

3 体育指導委員は、社会的信望があり、スポーツに關する深い関心と理解をもち、及びその職務を行なうのに必要な熱意と能力をもつ者の中から、教育委員会が任命する。

4 体育指導委員は、非常勤とする。

第四章 国の補助等

(国の補助)

第二十条 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。この場合において、国の補助する割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

一 地方公共団体の設置する学校の水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費

三分の一

二 地方公共団体の設置する一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他の政令で定めるスポーツ施設の整備に要する経費

三分の一

三 都道府県が行なうスポーツの指導者の養成及びその資質の向上のための講習に要する経費

二分の一

四 都道府県の教育委員会の推せんに基づいて文部大臣が指定する市町村が行なう青少年スポーツの振興のための事業に要する経費

二分の一

2 国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる経費について、その一部を補助する。

一 国民体育大会の運営に要する経費であつてその開催地の都道府県において要するもの

二 その他スポーツの振興のために地方公共団体が行なう事業に要する経費であつて特に必要と認められるもの

3 国は、学校法人に対し、その設置する学校のスポーツ施設の整備に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。この場合においては、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第二項から第六項までの規定の適用があるものとする。

4 国は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体であつて当該事業がわが

国のスポーツの振興に重要な意義を有すると認められるものに対し、当該事業に關し必要な経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(他の法律との関係)

第二十一条 前条第一項から第三項までの規定は、他の法律の規定に基づき国が負担し、又は補助する経費については、適用しない。

(地方公共団体の補助)

第二十二条 地方公共団体は、スポーツの振興のための事業を行なうことを主たる目的とする団体に対し、当該事業に關し必要な経費についてその一部を補助することができる。

(保健体育審議会への諮問等)

第二十三条 国又は地方公共団体が第二十条第四項又は前条の規定により団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部大臣が保健体育審議会の、地方公共団体にあつては教育委員会がスポーツ振興審議会の意見をきかなければならない。この意見をきいた場合においては、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七十号)第十三条の規定による社会教育審議会又は社会教育委員の会議の意見をきくことを要しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律中第四条第四項及び第十八条の規定、第二十三条の規定(地方公共団体に係る部分に限る。)並びに附則第七項の規定は、昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

昭和三十七年四月一日から、その他の規定は公布の日から起算して三箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(体育指導委員の設置に關する経過措置)

2 第十九条の規定の施行の際、現に同条第二項に規定するような職務を行なう者として市町村に置かれていない者は、別に命令を發せられないときは、同条の規定による体育指導委員として市町村の教育委員会が任命したものみなす。

3 市町村の教育委員会は、第十九条の規定の施行の際、前項の規定により体育指導委員として任命したものとみなされる者がいないときは、昭和三十七年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、体育指導委員を置かないことができる。

(文部省設置法の一部改正)

4 文部省設置法(昭和二十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号イ中「運動競技及びレクリエーション」を「スポーツ」に、同条第四号中「運動競技」を「スポーツ事業」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部改正)

5 地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第十三号中「体育」の下に「スポーツを含む。以下同じ。」を加える。

(地方自治法の一部改正)

6 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四の二 スポーツ振興法(昭和三十六年法律第...号)の定めるところにより、スポーツの振興に關する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。

別表第二第二号(三十)の次に次のように加える。

(三十の二) スポーツ振興法の定めるところにより、スポーツの振興に關する計画を定める等スポーツの振興に必要な事務を行なうこと。

別表第六第二号の表市町村の部中

六項の定めるところによる。

統計主事	統計法第十條第
体育指導委員	統計法第十條
統計主事	統計法第十條

第六項の定めるところによる。

に改める。

7 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第七第一号の表中地方産業教育審議会に係る附屬機関及び担任する

事務の欄を

地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二条の規定に 都道府県教育委員会又は知事に
スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第十八条第三項の ついでに調査審議及び都道府県の

よる産業教育に関する重要事項の調査審議及び
対する建議に関する事務

に改める。

規定によるスポーツの振興に関する重要事項に
教育委員会に対する建議に関する事務

理由

国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与するため、
スポーツの振興に関する施策の基本を明らかにする必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和三十六年度約二億八千万円、昭和三十
七年度以降平年度約十億円の見込みである。